

(写)

小 議 発 第 9 3 号

平成27年10月26日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

篠 原 ひろし

平成27年第4回小金井市議会定例会の招集
について (通知)

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 議案第65号 | 平成27年度小金井市一般会計補正予算 (第5回) |
| 議案第66号 | 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する
条例 |
| 議案第67号 | 小金井市児童発達支援センターの指定管理者の指定について |
| 議案第68号 | 小金井市障害者福祉センターの指定管理者の指定について |
| 議案第69号 | 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定につ
いて |
| 議案第70号 | 武蔵小金井南第2自転車駐車場外12施設の指定管理者の指定につい
て |
| その他 | 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告 |

なお、

- 小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例
 - 東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約
- は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1. 東京都市議会議長会定例総会について

平成27年8月10日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 関東市議会議長会第2回理事会の会議結果について

ウ 関東市議会議長会新支部長会議の会議結果について

エ 平成27年度日中友好交流事業について

オ 全国市議会議長会第199回理事会の会議結果について

カ 全国市議会議長会各委員会合同会議の会議結果について

キ 公益財団法人東京都区市町村振興協会定時評議員会の会議結果について

ク 北方領土の返還を求める都民会議第1回理事会及び通常総会について

ケ 全国市議会議長会第153回社会文教委員会の会議結果について

コ 全国市議会議長会第141回地方行政委員会の会議結果について

サ 東京市町村総合事務組合議会第1回臨時会の会議結果について

シ 全国市議会議長会第200回理事会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 都県提出議案について

一部事務組合議会等活動状況報告

1 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 渡辺大三議員 板倉真也議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成27年8月11日から平成27年10月12日までに開催された各議会の報告である。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成27年8月20日（木） 平成27年第3回臨時会

2 会議の概要

(1) 平成27年8月20日（木） 平成27年第3回臨時会

議案1件を審議した。

第9号議案 東京都十一市競輪事業組合管理者の給料の特例に関する条例
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第65号

平成27年度

小金井市

一般会計補正予算

(第5回)

平成27年度小金井市一般会計補正予算（第5回）

平成27年度小金井市の一般会計の補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ910,496千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,621,276千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成27年11月2日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11 分担金及び負担金		320,025	51	320,076
	1 負 担 金	320,025	51	320,076
12 使用料及び手数料		872,843	2,260	875,103
	1 使 用 料	416,387	2,260	418,647
13 国庫支出金		5,975,519	203,587	6,179,106
	1 国庫負担金	4,605,846	202,874	4,808,720
	2 国庫補助金	1,340,997	713	1,341,710
14 都支出金		5,222,146	341,121	5,563,267
	1 都負担金	1,526,980	83,356	1,610,336
	2 都補助金	3,028,070	245,553	3,273,623
	3 委託金	667,096	12,212	679,308
17 繰入金		588,861	350,000	938,861
	1 基金繰入金	583,254	350,000	933,254
19 諸収入		272,085	13,477	285,562
	5 雑 入	231,342	13,477	244,819
歳 入 合 計		38,710,780	910,496	39,621,276

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 4,329,318	千円 7,391	千円 4,336,709
	1 総 務 管 理 費	3,383,446	7,370	3,390,816
	3 戸籍住民基本台帳費	235,976	21	235,997
3 民 生 費		17,405,636	848,875	18,254,511
	1 社 会 福 祉 費	6,955,378	120,750	7,076,128
	2 児 童 福 祉 費	7,231,013	617,063	7,848,076
	3 生 活 保 護 費	3,188,597	111,062	3,299,659
4 衛 生 費		4,237,254	37,734	4,274,988
	1 保 健 衛 生 費	949,089	27,357	976,446
	2 清 掃 費	3,288,165	10,377	3,298,542
8 土 木 費		4,216,169	3,383	4,219,552
	2 道 路 橋 り よ う 費	896,625	3,383	900,008
10 教 育 費		3,277,774	11,668	3,289,442
	2 小 学 校 費	967,270	787	968,057
	3 中 学 校 費	495,436	6,931	502,367
	4 社 会 教 育 費	735,407	3,950	739,357
13 予 備 費		68,693	1,445	70,138
	1 予 備 費	68,693	1,445	70,138
歳 出 合 計		38,710,780	910,496	39,621,276

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
福祉会館解体設計委託料	平成28年度	5,438千円
児童発達支援センター指定 管理委託料	平成27年度 ～平成32年度	児童発達支援センターの 管理運営に要する額

議案第65号資料1

平成27年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第5回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 分担金及び 負担金		320,025	51	320,076
	1 負担金	320,025	51	320,076
12 使用料及び 手数料		872,843	2,260	875,103
	1 使用料	416,387	2,260	418,647
13 国庫支出金		5,975,519	203,587	6,179,106
	1 国庫負担金	4,605,846	202,874	4,808,720
	2 国庫補助金	1,340,997	713	1,341,710
14 都支出金		5,222,146	341,121	5,563,267
	1 都負担金	1,526,980	83,356	1,610,336
	2 都補助金	3,028,070	245,553	3,273,623
	3 委託金	667,096	12,212	679,308
17 繰入金		588,861	350,000	938,861
	1 基金繰入金	583,254	350,000	933,254
19 諸収入		272,085	13,477	285,562
	5 雑収入	231,342	13,477	244,819
歳入合計		38,710,780	910,496	39,621,276

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,329,318	千円 7,391	千円 4,336,709
	1 総 務 管 理 費	3,383,446	7,370	3,390,816
	2 徴 税 費	527,421	0	527,421
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	235,976	21	235,997
3 民 生 費		17,405,636	848,875	18,254,511
	1 社 会 福 祉 費	6,955,378	120,750	7,076,128
	2 児 童 福 祉 費	7,231,013	617,063	7,848,076
	3 生 活 保 護 費	3,188,597	111,062	3,299,659
4 衛 生 費		4,237,254	37,734	4,274,988
	1 保 健 衛 生 費	949,089	27,357	976,446
	2 清 掃 費	3,288,165	10,377	3,298,542
8 土 木 費		4,216,169	3,383	4,219,552
	2 道 路 橋 り よ う 費	896,625	3,383	900,008
10 教 育 費		3,277,774	11,668	3,289,442
	2 小 学 校 費	967,270	787	968,057
	3 中 学 校 費	495,436	6,931	502,367
	4 社 会 教 育 費	735,407	3,950	739,357
13 予 備 費		68,693	1,445	70,138
	1 予 備 費	68,693	1,445	70,138
歳 出 合 計		38,710,780	910,496	39,621,276

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
12,212			△4,821
			7,370
12,212			△12,212
			21
532,496		13,477	302,902
50,297			70,453
445,288			171,775
36,911		13,477	60,674
		51	37,683
		51	27,306
			10,377
			3,383
			3,383
			11,668
			787
			6,931
			3,950
			1,445
			1,445
544,708		13,528	352,260

2 歳 入

款 11 分担金及び負担金

項 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費負担金	千円 1,852	千円 51	千円 1,903	2 保健衛生費負担金	千円 51

款 12 使用料及び手数料

項 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3 衛生使用料	千円 10,636	千円 2,260	千円 12,896	1 保健衛生使用料	千円 2,260

款 13 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 4,603,266	千円 202,874	千円 4,806,140	1 社会福祉費負担金	千円 32,265
				2 児童福祉費負担金	117,012
				3 被用者児童手当負担金	8,609
				4 非被用者児童手当負担金	210
				5 特別障害者手当等負担金	1,651

説	明	千円
2 予防接種負担金	(健康課)	51

説	明	千円
3 行政財産使用料 (行政財産使用料条例第2条)	(ごみ対策課)	2,260

説	明	千円
2 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	7,810
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	24,455
2 保育所運営費負担金 (児童福祉法第53条、子ども・子育て支援法第68条)	(保育課)	106,512
3 障害児通所給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	10,500
1 被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条)	(子育て支援課)	8,609
1 非被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条)	(子育て支援課)	210
1 特別障害者手当等負担金 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条)	(自立生活支援課)	1,651

款 13 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費国庫負担金	千円	千円	千円	6 生活保護費等負担金	千円 37,681
				7 被用者小学校修了前児童手当負担金	9,240
				8 非被用者小学校修了前児童手当負担金	1,647
				10 中学生児童手当負担金	653
				11 特例給付負担金	△ 6,094

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費国庫補助金	千円 321,335	千円 713	千円 322,048	1 社会福祉費補助金	千円 84
				2 児童福祉費補助金	629

款 14 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円 1,525,190	千円 83,356	千円 1,608,546	1 社会福祉費負担金	千円 16,132

説	明	千円
1 生活保護費等負担金 (生活保護法第75条)	(地域福祉課)	37,681
1 被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条)	(子育て支援課)	9,240
1 非被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条)	(子育て支援課)	1,647
1 中学生児童手当負担金 (児童手当法第18条)	(子育て支援課)	653
1 特例給付負担金 (児童手当法第18条)	(子育て支援課) △	6,094

説	明	千円
2 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	84
5 保育緊急確保事業費補助金 (保育緊急確保事業費補助金交付要綱)	(子育て支援課)	629

説	明	千円
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	12,227

款 14 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円	千円	千円		千円
				2 児童福祉費負担金	65,649
				3 被用者児童手当負担金	931
				4 非被用者児童手当負担金	52
				5 生活保護費等負担金	△ 770
				6 被用者小学校修了前児童手当負担金	2,310
				7 非被用者小学校修了前児童手当負担金	412
				8 中学生児童手当負担金	163
				9 特例給付負担金	△ 1,523

説	明	千円
6 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	3,905
2 児童育成手当負担金 (児童手当法第18条)	(子育て支援課)	7,143
育成手当	(6,764)
障害手当	(31)
育成・障害手当	(348)
3 保育所運営費負担金 (児童福祉法第55条、子ども・子育て支援法第67条)	(保 育 課)	53,256
4 障害児通所給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	5,250
1 被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱)	(子育て支援課)	931
1 非被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱)	(子育て支援課)	52
1 生活保護費等負担金 (生活保護法第73条)	(地 域 福 祉 課)	△ 770
1 被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱)	(子育て支援課)	2,310
1 非被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱)	(子育て支援課)	412
1 中学生児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱)	(子育て支援課)	163
1 特例給付負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱)	(子育て支援課)	△ 1,523

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円 1,514,539	千円 245,553	千円 1,760,092	1 社会福祉費補助金	千円 165
				2 児童福祉費補助金	245,388

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費委託金	千円 269,199	千円 12,212	千円 281,411	2 徴収費委託金	千円 12,212

説	明	千円
7 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	42
17 中等度難聴児発達支援事業補助金 (東京都中等度難聴児発達支援事業補助金交付要綱)	(自立生活支援課)	123
2 ひとり親家庭等医療費助成事業補助金 (児童手当法第18条)	(子育て支援課)	853
4 認証保育所運営費等補助金 (東京都認証保育所運営費等補助要綱)	(保 育 課)	35,493
7 義務教育就学児医療費助成事業補助金 (児童手当法第18条)	(子育て支援課)	5,237
10 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱)	(子育て支援課)	64,997
14 一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金 (東京都一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金交付要綱)	(保 育 課)	5,256
23 小規模保育整備促進支援事業補助金 (小規模保育整備促進支援事業補助要綱)	(保 育 課)	4,160
24 保育士等キャリアアップ補助金 (保育士等キャリアアップ補助金交付要綱)	(保 育 課)	51,147
25 実費徴収に係る補足給付事業補助金 (実費徴収に係る補足給付事業実施要綱)	(保 育 課)	138
26 賃貸物件による保育所整備事業補助金 (賃貸物件による保育所整備事業補助要綱)	(保 育 課)	78,107

説	明	千円
1 都税徴収委託金 (地方税法第47条)	(納 税 課)	12,212

款 17 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 150,000	千円 350,000	千円 500,000	1 財政調整基金繰入金	千円 350,000

款 19 諸収入

項 5 雑 入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 過年度収入	千円 2	千円 5,561	千円 5,563	1 過年度収入	千円 5,561
2 弁償金	12,976	7,916	20,892	1 弁償金	7,916

説	明	千円
1 財政調整基金繰入金	(財 政 課)	350,000

説	明	千円
14 平成26年度生活保護費等国庫負担金追加交付金	(地 域 福 祉 課)	5,561
1 弁 償 金	(地 域 福 祉 課)	7,916

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,351,117	3,190	1,354,307			
2 文書管理費	435,431	1,581	437,012			
7 財産管理費	309,274	117	309,391			
9 市民施設費	75,984	1,353	77,337			
10 市民文化費	284,446	1,129	285,575			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,190			
3,190	11 需用費 6 光熱水費	3,190 3,190	9 庁舎維持管理に要する経費 (管財課) 3,190 11 需用費 (3,190) 光熱水費 3,190
1,581			
254	13 委託料	1,581	4 内部情報システムに要する経費 (情報システム課) 254 13 委託料 (254) 内部情報システムLAN敷設委託料その2 254 6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 1,327 13 委託料 (1,327) 基幹系システム修正委託料 1,327
1,327			
117			
117	12 役務費 5 手数料	117 117	1 財産管理に要する経費 (管財課) 117 12 役務費 (117) 電話設置手数料 117
1,353			
1,032	11 需用費 6 光熱水費	1,234 1,234	2 集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 1,032 11 需用費 (913) 光熱水費 913 12 役務費 (119) 電話料 119 4 東小金井駅開設記念会館の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 176 11 需用費 (176) 光熱水費 176 5 前原暫定集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 145 11 需用費 (145) 光熱水費 145
176			
145	12 役務費 2 電話料	119 119	
1,129			
1,129	11 需用費 6 光熱水費	1,129 1,129	7 はげの森美術館の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 1,129

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
10 市民文化費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
			11 需用費 光熱水費	(1,129) 1,129

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	344,148	0	344,148	12,212		

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 12,212		千円	千円

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	235,976	21	235,997			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
21			
21	14 使用料及び賃借料	21	3 住民基本台帳事務に要する経費 (市 民 課) 21
			14 使用料及び賃借料 (21)
			個人番号カード交付用顔認証システム機器等借上料 21

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	808,928	22,259	831,187	13,366		
				1,651		
				11,715		
2 障害者福祉費	1,518,674	91,877	1,610,551	36,931		
				126		
				21,513		
				15,169		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
8,893			
550	20 扶助費	21,320	9 特別障害者手当等支給に要する経費 (自立生活支援課) 2,201
3,500	23 償還金利子及び割引料	939	20 扶助費 (2,201) 特別障害者手当 2,201
3,904			11 難病者福祉手当支給に要する経費 (自立生活支援課) 3,500
			20 扶助費 (3,500) 難病者福祉手当 3,500
939			21 自立支援医療・更生医療給付に要する経費 (自立生活支援課) 15,619
			20 扶助費 (15,619) 更生医療給付 15,619
			30 返還金・還付金 () 939
			(1) 地域福祉課関係経費 71
			23 償還金利子及び割引料 (71)
			平成26年度セーフティネット支援対策等事業費国庫補助金返還金 71
			(2) 自立生活支援課関係経費 868
			23 償還金利子及び割引料 (868)
			平成26年度障害児医療費国庫負担金返還金 868
54,946			
522	8 報償費	168	3 心身障害者自動車ガソリン費助成に要する経費 (自立生活支援課) 522
42	20 扶助費	49,679	20 扶助費 (522) 心身障害者自動車ガソリン費助成 522
	23 償還金利子及び割引料	42,030	19 地域生活支援事業に要する経費 (自立生活支援課) 168
7,172			8 報償費 (168) 手話通訳者派遣事業謝礼 168
			24 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) 28,685
			20 扶助費 (28,685) 介護給付費 28,685
5,056			25 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課) 20,225
			20 扶助費 (20,225) 訓練等給付費 20,225

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費				123		
4 高齢者福祉費	475,891	6,614	482,505			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
124			30 中等度難聴児発達支援事業に要する経費 (自立生活支援課) 247
			20 扶助費 (247) 中等度難聴児発達支援助成費 247
42,030			31 返還金・還付金 (自立生活支援課) 42,030
			23 償還金利子及び割引料 (42,030) 平成26年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 8,723 平成26年度障害者自立支援給付費都負担金返還金 4,449 平成26年度重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業費都補助金返還金 4,795 平成26年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 24,063
6,614			
1,866	14 使用料及び賃借料	1,866	9 高齢者住宅事業に要する経費 (まちづくり推進) 1,866
	23 償還金利子及び割引料	4,748	14 使用料及び賃借料 (1,866) 高齢者住宅借上料 (グリーンタウン小金井) 1,866
4,748			34 返還金・還付金 (介護福祉課) 4,748
			23 償還金利子及び割引料 (4,748) 平成26年度訪問介護継続利用者負担助成事業都補助金返還金 1 平成26年度生計困難者介護サービス利用者負担額軽減制度事業都補助金返還金 14 平成26年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金 3,853 平成26年度機能強化型地域包括センター設置促進事業都補助金返還金 799 平成26年度介護保険事業費国庫補助金返還金 81

款 3 民生費
 項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	3,821,826	314,687	4,136,513	241,137		
				16,610		
				7,143		
				153,428		
				5,237		
				15,750		
				38,533		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
73,550			
2,345	1 報酬	597	2 児童手当支給に要する経費 (子育て支援課) 18,955
	7 賃金	975	20 扶助費 (18,955) 児童手当 18,955
	19 負担金補助及び交付金	219,624	3 児童育成手当支給に要する経費 (子育て支援課) 7,275
132	20 扶助費	59,018	20 扶助費 (7,275) 児童育成手当 7,275
	23 償還金利子及び割引料	34,473	5 愛育手当支給に要する経費 (子育て支援課) 1,314
1,314			20 扶助費 (1,314) 愛育手当 1,314
			8 民間保育所助成に要する経費 (保 育 課) 167,345
			19 負担金補助及び交付金 (167,345) 保育士等キャリアアップ補助金 21,612 保育サービス推進事業補助金 58,633 賃貸物件による保育所整備事業補助金 87,100
			11 保育所入所事務等に要する経費 (保 育 課) 1,572
1,572			1 報 酬 (597) 保育実施業務非常勤嘱託職員報酬 199 保育所等入所相談支援員非常勤嘱託職員報酬 398
			7 賃 金 (975) 事務補助員賃金 975
5,237			16 義務教育就学児医療費助成事業に要する経費 (子育て支援課) 10,474
			20 扶助費 (10,474) 医 療 費 10,474
5,250			20 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 21,000
			20 扶助費 (21,000) 障害児通所給付費 21,000
8,652			24 認可外保育施設助成に要する経費 (保 育 課) 47,185
			19 負担金補助及び交付金 (47,185)

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費				4,160		
				276		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			保育従事職員等キャリアアップ補助金 36,488 保育力強化事業補助金 10,697
520			26 保育施設開設及び改修に要する経費 (保 育 課) 4,680
			19 負担金補助及び交付金 (4,680) 小規模保育施設改修費等補助金 4,680
34,473			27 返還金・還付金 () 34,473
			(1) 子育て支援課関係経費 6,077 23 償還金利子及び割引料 (6,077)
			平成26年度保育緊急確保事業費 国庫補助金返還金 1,392 平成26年度子ども家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金 1,784 平成26年度子育て短期支援事業都補助金返還金 99 平成26年度養育支援訪問事業都補助金返還金 380 平成26年度児童措置費国庫負担金返還金母子生活支援施設措置費 1,124 平成26年度児童措置費国庫負担金返還金助産施設措置費 490 平成26年度児童措置費都負担金返還金母子生活支援施設措置費 563 平成26年度児童措置費都負担金返還金助産施設措置費 245
			(2) 保育課関係経費 25,691 23 償還金利子及び割引料 (25,691)
			平成26年度保育対策等促進事業費都補助金返還金 904 平成26年度認証保育所運営費等都補助金返還金 21,828 平成26年度一時預かり事業・定期利用保育事業費都補助金返還金 2,551 平成26年度保育従事職員等処遇改善事業都補助金返還金 344 平成26年度利用者支援事業都補助金返還金 64
			(3) 自立生活支援課関係経費 2,705 23 償還金利子及び割引料 (2,705)
			平成26年度障害児通所給付費国庫負担金返還金 1,803 平成26年度障害児通所給付費都負担金返還金 902
138			28 特定保育施設等保護者助成に要する経費 (保 育 課) 414
			19 負担金補助及び交付金 (414) 実費徴収に係る補足給付事業補助金 414

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童措置費	1,812,864	297,301	2,110,165	203,298		
				167,805		
				35,493		
4 保育園費	951,430	2,428	953,858			
5 学童保育所費	344,707	1,069	345,776			
6 ひとり親福祉費	41,058	1,578	42,636	853		
				853		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
94,003			
58,511	13 委託料	213,022	2 民間保育所等運営に要する経費 (保 育 課) 226,316
	19 負担金補助及び交付金	84,279	13 委 託 料 (213,022) 保育所運営等委託料 213,022
			19 負担金補助及び交付金 (13,294) 産休等代替職員費補助金 2,290 一時預かり事業補助金 1,474 民間保育所定期利用保育事業補助金 9,530
35,492			5 認証保育所運営に要する経費 (保 育 課) 70,985
			19 負担金補助及び交付金 (70,985) 認証保育所運営費等補助金 70,985
2,428			
2,428	11 需用費 6 光熱水費	2,428 2,428	2 保育園維持管理に要する経費 (保 育 課) 2,428
			11 需 用 費 (2,428) 光 熱 水 費 2,428
1,069			
1,069	1 報酬	1,069	2 学童保育所運営に要する経費 (児 童 青 少 年 課) 1,069
			1 報 酬 (1,069) 学童保育所非常勤嘱託職員報酬 1,069
725			
427	20 扶助費	1,280	3 ひとり親家庭等医療費助成事業に要する経費 (子 育 て 支 援 課) 1,280
	23 償還金利子及び割引料	298	20 扶 助 費 (1,280) 医 療 費 1,280
298			7 返還金・還付金 (子 育 て 支 援 課) 298
			(1) 子育て支援課関係経費 298
			23 償還金利子及び割引料 (298) 平成26年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業都補助金返還金 298

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	154,575	50,914	205,489			
2 扶助費	3,029,224	60,148	3,089,372	36,911		13,477
				36,911		13,477

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
50,914			
64	12 役務費 5 手数料	64 64	2 生活保護事務に要する経 費 (地域福祉課) 64
50,850	23 償還金利子及び割 引料	50,850	12 役 務 費 (64) 診療報酬支払手数料 64 3 返還金・還付金 (地域福祉課) 50,850 23 償還金利子及び割引料 (50,850) 平成26年度生活保護費等国庫負 担金返還金 41,824 平成26年度生活保護費等都負担 金返還金 9,026
9,760			
9,760	20 扶助費	60,148	1 生活保護扶助に要する経 費 (地域福祉課) 60,148 20 扶 助 費 (60,148) 生活保護扶助 60,148

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	678,772	19,397	698,169			
3 予防接種費	235,968	7,960	243,928			51
						51

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
19,397			
19,397	13 委託料	19,397	14 独自健康診査に要する経費 (健康課) 19,397
			13 委託料 (19,397) 独自健康診査委託料その1 19,397
7,909			
5,558	13 委託料	7,904	5 インフルエンザ予防接種に要する経費 (健康課) 5,609
	19 負担金補助及び交付金	56	13 委託料 (5,553) インフルエンザ個別接種委託料 5,373 インフルエンザ個別接種委託料 (府中市医師会) 180
			19 負担金補助及び交付金 (56) 予防接種負担金 56
2,351			8 肺炎球菌ワクチン接種に要する経費 (健康課) 2,351
			13 委託料 (2,351) 肺炎球菌ワクチン個別接種委託料 2,351

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,554,308	10,377	2,564,685			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
10,377				
9,323	11 需用費 1 消耗品費	3,491 3,491	3 中間処理場維持管理に要 する経費	(ごみ対策課) 9,323
	13 委託料	5,832	11 需用費 消耗品費	(3,491)
	19 負担金補助及び交 付金	1,054	13 委 託 料 中間処理場基礎調査委託料	(5,832) 5,832
1,054			5 資源ごみ回収に要する経 費	(ごみ対策課) 1,054
			19 負担金補助及び交付金 集団回収事業協力業者交付金	(1,054) 1,054

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 街路灯照明費	58,501	3,383	61,884			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
3,383				
3,383	11 需用費 6 光熱水費	2,164 2,164	1 街路灯維持管理に要する 経費 (交通対策課)	3,383
	13 委託料	1,219	11 需用費 光熱水費 13 委託料 街路灯設置及び補修委託料	(2,164) (2,164) (1,219) 1,219

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	473,628	787	474,415			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
787			
787	11 需用費 7 光熱水費	787 787	2 学校運営に要する経費 () 787
			(2) 学務課関係経費 787
			11 需用費 (787)
			光熱水費 787

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	209,552	6,931	216,483			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
6,931			
6,931	11 需用費 6 光熱水費	6,931 6,931	2 学校運営に要する経費 () 6,931
			(2) 学務課関係経費 6,931
			11 需用費 (6,931)
			光熱水費 6,931

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 公民館費	185,175	3,525	188,700			
3 図書館費	134,780	227	135,007			
4 文化財保護費	61,481	198	61,679			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,525			
2,725	11 需用費 6 光熱水費 11 修繕料	2,725 1,524 1,201	2 公民館維持管理に要する 経費 (公 民 館) 2,725
800	13 委託料	800	11 需用費 (2,725) 光熱水費 1,524 修繕料 1,201
			9 その他公民館事業に要す る経費 (公 民 館) 800
			13 委 託 料 (800) 事務所移転作業委託料 800
227			
227	11 需用費 6 光熱水費	227 227	2 図書館維持管理に要する 経費 (図 書 館) 227
			11 需用費 (227) 光熱水費 227
198			
198	11 需用費 6 光熱水費	198 198	3 文化財センター維持管理 に要する経費 (生涯学習課) 198
			11 需用費 (198) 光熱水費 198

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	68,693	1,445	70,138			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 1,445		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合計		
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当			計	
補正後	長 等	3		26,070	10,460		13,733	50,263	5,788	56,051
	議 員	24	143,703		56,715			200,418	90,206	290,624
	その他	1,962	770,281					770,281	102,563	872,844
	計	1,989	913,984	26,070	67,175		13,733	1,020,962	198,557	1,219,519
補正前	長 等	3		26,070	10,460		13,733	50,263	5,788	56,051
	議 員	24	143,703		56,715			200,418	90,206	290,624
	その他	1,961	768,615					768,615	102,563	871,178
	計	1,988	912,318	26,070	67,175		13,733	1,019,296	198,557	1,217,853
比較	長 等									
	議 員									
	その他	1	1,666					1,666		1,666
	計	1	1,666					1,666		1,666

その他の手当は、退職手当13,510千円及び通勤手当223千円である。

債務負担行為の見込み及び年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額を以て降に当該年度以降にわたるものについての前年度末までの調書補正額

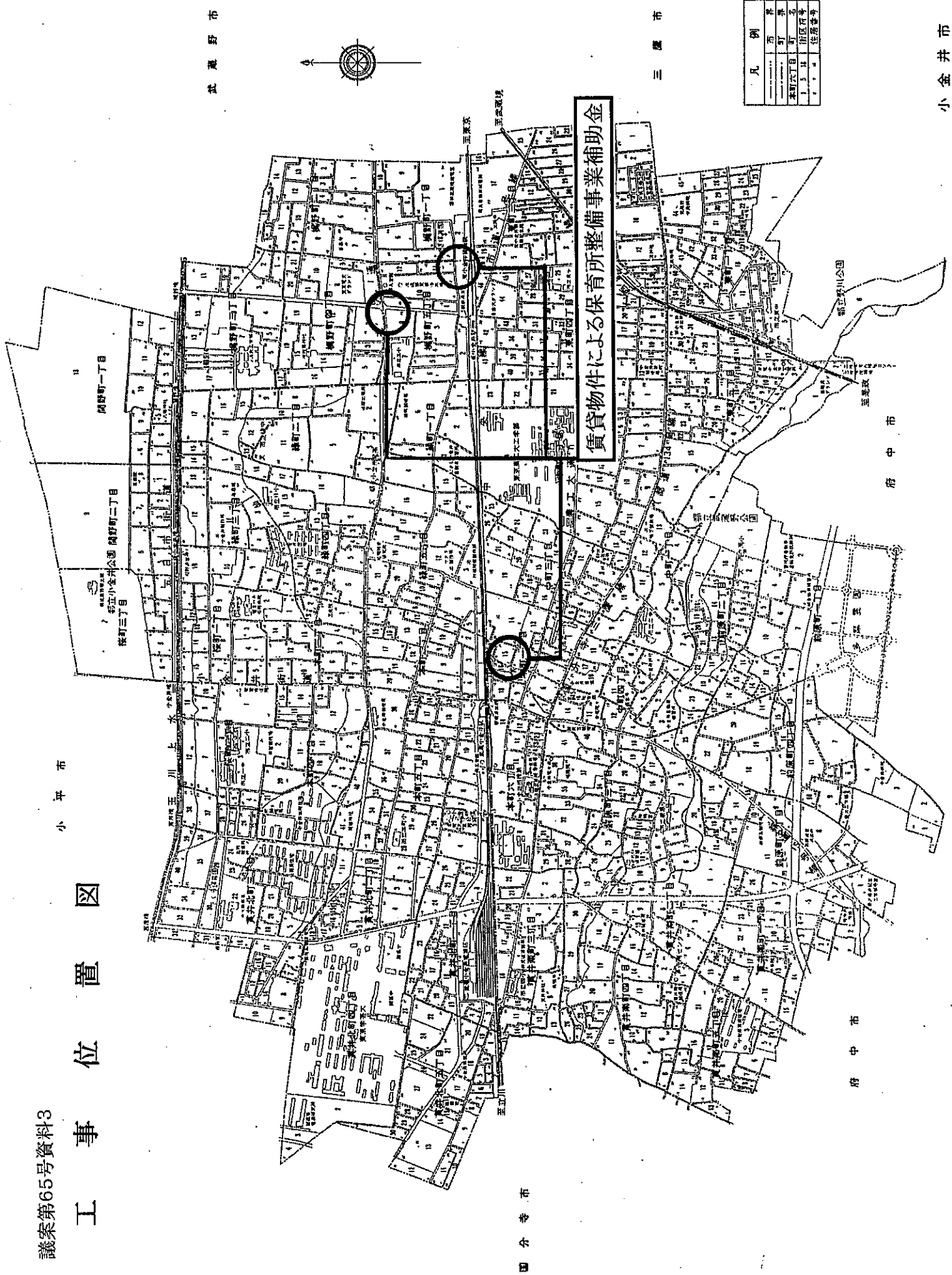
(単位:千円)

事項	限度額	平成26年度及び以前年度以降にわたるもの		平成27年度以降の		左の財源内訳			
		支出(見込)額		支出予定量		特定財源		一般財源	
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	地方債	その他	
福祉会館解体設計委託料	5,438			平成27年度 ～平成28年度	5,438	2,718			2,720
児童発達支援センター指定管理委託料	児童発達支援センターの 管理運営に要する額			平成27年度 ～平成32年度	限度額に同じ				限度額から特定財源 を控除した額

平成27年度 基金現在高調

NO	基金名	区分	平成26年度末現在高 (A)	平成27年度当初予算 (E)	第4回補正状況 (C)	補正額 (D)	平成27年度予定額 (E)	平成27年度末現在高見込額 (F)=(A)+(D)-(E)	(単位:千円)	
									元金	利息
1	財政調整基金	元金 利息 計	1,237,206	346 346	600,000	600,000 346 600,346	150,000 350,000 500,000	1,337,552		
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,410	3 3		3 3 計				9,413
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	599,860	146 146	220,000	220,000 146 220,146		820,006		
4	地域福祉基金	元金 利息 計	392,472	101 101	100,165	100,165 101 100,266	2,500 2,500	490,238		
5	環境基金	元金 利息 計	2,049,623	200,000 549 200,549	200,000	200,000 549 400,549	398,000 398,000	2,052,172		
6	都市再開発整備基金	元金 利息 計	3,027	1 1		1 1 計				3,028
7	みどり公園基金	元金 利息 計	49,323	21 21	6,602	6,602 21 6,623	24,920 24,920	31,026		
8	市営住宅整備基金	元金 利息 計	53,519	2,998 19 3,017		2,998 19 3,017	3,100 3,100	53,436		
9	教育施設整備基金	元金 利息 計	47,468	64,000 8 64,008		64,000 8 64,008	4,734 4,734	106,742		
10	土地開発基金	元金 利息 計	65	1 1		1 1 計		66		
合	計	元金 利息 計	4,441,973	266,998 1,195 268,193	1,126,767	1,126,767 1,393,765 1,195 1,394,960	583,254 350,000 933,254	4,903,679		

工事位置図



凡例	
—	市界
—	町界
—	丁目界
—	街区番号
—	住居番号

小金井市

議案第66号

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年11月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関し必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(市の責務)

第3条 小金井市（以下「市」という。）は、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第1の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受け

ることができる場合は、この限りでない。

- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であつ

		て規則で定めるもの (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護法（昭和25年法律第141号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給もしくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第2（第5条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1 小金井市教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

<p>2 小金井 市教育委 員会</p>	<p>就学困難と認められる 児童又は生徒の保護者 に対する必要な援助に 関する事務であって規 則で定めるもの</p>	<p>市長</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって 規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規 則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規 則で定めるもの</p>
------------------------------	--	-----------	--

議案第66号資料

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例別表第1の規則で定める事務及び情報）

第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は小金井市国民健康保険条例（昭和39年条例第8号）第8条並びに小金井市結核・精神医療給付金の支給に関する規則（平成14年規則第37号）第2条及び第10条に規定する結核・精神医療給付金の支給及び交付申請の受理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に規定する税を含む。以下同じ。）に関する情報

(2) 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 社会福祉法人、市区町村又は介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に係る補助金の支給に関する事務

ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項に規定する保護の実施、同法第24条第1項に規定する保護の開始もしくは同条第9項に規定する保護の

変更、同法第25条第1項に規定する職権による保護の開始もしくは同条第2項に規定する職権による保護の変更又は同法第26条に規定する保護の停止もしくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 訪問介護等（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。以下この条において同じ。）の利用者負担助成金の支給に関する事務

ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(3) 訪問介護等を利用する低所得者のうち、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等に対する助成事業に係る補助金の支給に関する事務

ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

エ 当該申請者の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条第1項第1号に規定する老齢福祉年金受給情報

(4) 介護保険法第66条に規定する保険料滞納者に係る支払方法変更に関する事務

ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(5) 介護保険法第69条に規定する保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務

ア 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条に基づく経済的な理由で就学が困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助医療費の支給に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(2) 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(3) 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は通常の学級に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する障害の程度に該当する児童、生徒又は特別支援学級に在籍し、もしくは通級する児童もしくは生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(2) 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(3) 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

付 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

議案第67号

小金井市児童発達支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

平成27年11月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 小金井市児童発達支援センター
位置 小金井市梶野町一丁目2番3号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 雲柱社
所在地 東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

小金井市児童発達支援センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

社会福祉法人 雲柱社の概要

- 1 設 立 昭和28年7月29日
- 2 基本財産 22億9,540万3,997円
- 3 役員数 理事11人、監事2人
- 4 職員数 1,387人
- 5 設立目的 キリスト精神に基づいて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
- 6 事業内容
 - (1) 第二種社会福祉事業
 - ア 保育所の経営
 - イ 児童厚生施設の経営
 - ウ 子育て短期支援事業の経営
 - エ 地域子育て支援拠点事業の経営
 - オ 一時預かり事業の経営
 - カ 放課後児童健全育成事業の経営
 - キ 障害福祉サービス事業の経営
 - ク 障害児通所支援事業の経営
 - (2) 社会福祉法第26条に規定されている事業
 - ア 心身障害者授産事業の経営
 - イ 地域デイグループ事業の経営
 - ウ 子ども家庭支援センターの経営
 - エ ファミリー・サポート・センターの経営
 - オ 家庭的保育事業の経営
 - カ 放課後子どもプラン事業の経営
 - キ 不動産賃貸業

議案第68号

小金井市障害者福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

平成27年11月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 小金井市障害者福祉センター
位置 小金井市緑町四丁目17番10号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 まりも会
所在地 東京都小平市上水南町四丁目7番45号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

小金井市障害者福祉センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

社会福祉法人 まりも会の概要

- 1 設 立 昭和37年10月23日
- 2 基本財産 21億5,122万6,993円
- 3 役員数 理事7人、監事2人
- 4 職員数 216人
- 5 設立目的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
- 6 事業実績
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - ア 救護施設の経営
 - イ 障害者支援施設の経営
 - ウ 特別養護老人ホームの経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - ア 老人デイサービス事業の経営
 - イ 身体障害者福祉センターの経営
 - ウ 障害福祉サービス事業の経営
 - エ 老人短期入所事業の経営
 - オ 特定相談支援事業の経営
 - カ 一般相談支援事業の経営
 - (3) 社会福祉法第26条に規定されている事業
 - ア 居宅介護支援事業

議案第69号

小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

平成27年11月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター
位置 小金井市本町二丁目10番13号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 聖ヨハネ会
所在地 東京都小金井市桜町一丁目2番20号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

社会福祉法人 聖ヨハネ会の概要

- 1 設 立 昭和26年4月11日
- 2 基本財産 50億5,709万2,803円
- 3 役員数 理事9人、監事3人
- 4 職員数 928人
- 5 設立目的 カトリックの精神に基づき、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
- 6 事業内容
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - ア 障害者支援施設の経営
 - イ 特別養護老人ホームの経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - ア 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業の経営
 - イ 老人デイサービスセンターの経営
 - ウ 老人短期入所事業の経営
 - エ 障害福祉サービス事業の経営
 - オ 老人居宅介護等事業の経営
 - カ 一般相談支援事業の経営
 - キ 特定相談支援事業の経営
 - ク 障害児相談支援事業の経営
 - (3) 社会福祉法第26条に規定されている事業
 - ア 訪問看護事業
 - イ 居宅介護支援事業
 - ウ 訪問入浴介護事業
 - エ 地域包括支援センターの経営
 - オ 聖ヨハネホスピスケア研究所の経営
 - カ 日中一日支援事業の経営
 - キ 高齢者賃貸住宅事業

議案第70号

武蔵小金井南第2自転車駐車場外12施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

平成27年11月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 公益社団法人 小金井市シルバー人材センター
所在地 東京都小金井市貫井北町一丁目8番21号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

武蔵小金井南第2自転車駐車場外12施設に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

別紙

管理を行わせる公の施設の名称及び位置

番号	名称	位置
1	武蔵小金井南第2自転車駐車場	小金井市本町六丁目1番
2	武蔵小金井南第3自転車駐車場	小金井市本町六丁目5番
3	武蔵小金井南第4自転車駐車場	小金井市本町六丁目3番
4	武蔵小金井南第5自転車駐車場	小金井市本町六丁目11番
5	武蔵小金井南第6自転車駐車場	小金井市本町六丁目2番
6	武蔵小金井南第7自転車駐車場	小金井市本町六丁目14番45号
7	武蔵小金井北第1自転車駐車場	小金井市本町五丁目18番
8	武蔵小金井北第5自転車駐車場	小金井市本町二丁目1番
9	東小金井南第3自転車駐車場	小金井市東町四丁目45番17号
10	東小金井北第1自転車駐車場	小金井市梶野町五丁目2番
11	東小金井北第8自転車駐車場	小金井市梶野町五丁目1番
12	東小金井駅西側高架下自転車駐車場	小金井市緑町一丁目1番
13	新小金井西第1自転車駐車場	小金井市東町四丁目24番

公益社団法人 小金井市シルバー人材センターの概要

- 1 設 立 昭和55年12月1日
- 2 役員数 理事18人、監事2人
- 3 会員数 1,152人
- 4 職員数 12人
- 5 設立目的 社会参加の意欲ある健康な高齢者に対して、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 6 事業内容
 - (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
 - (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
 - (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
 - (4) 設立目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
 - (5) その他小金井市シルバー人材センターの目的を達成するために必要な事業

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

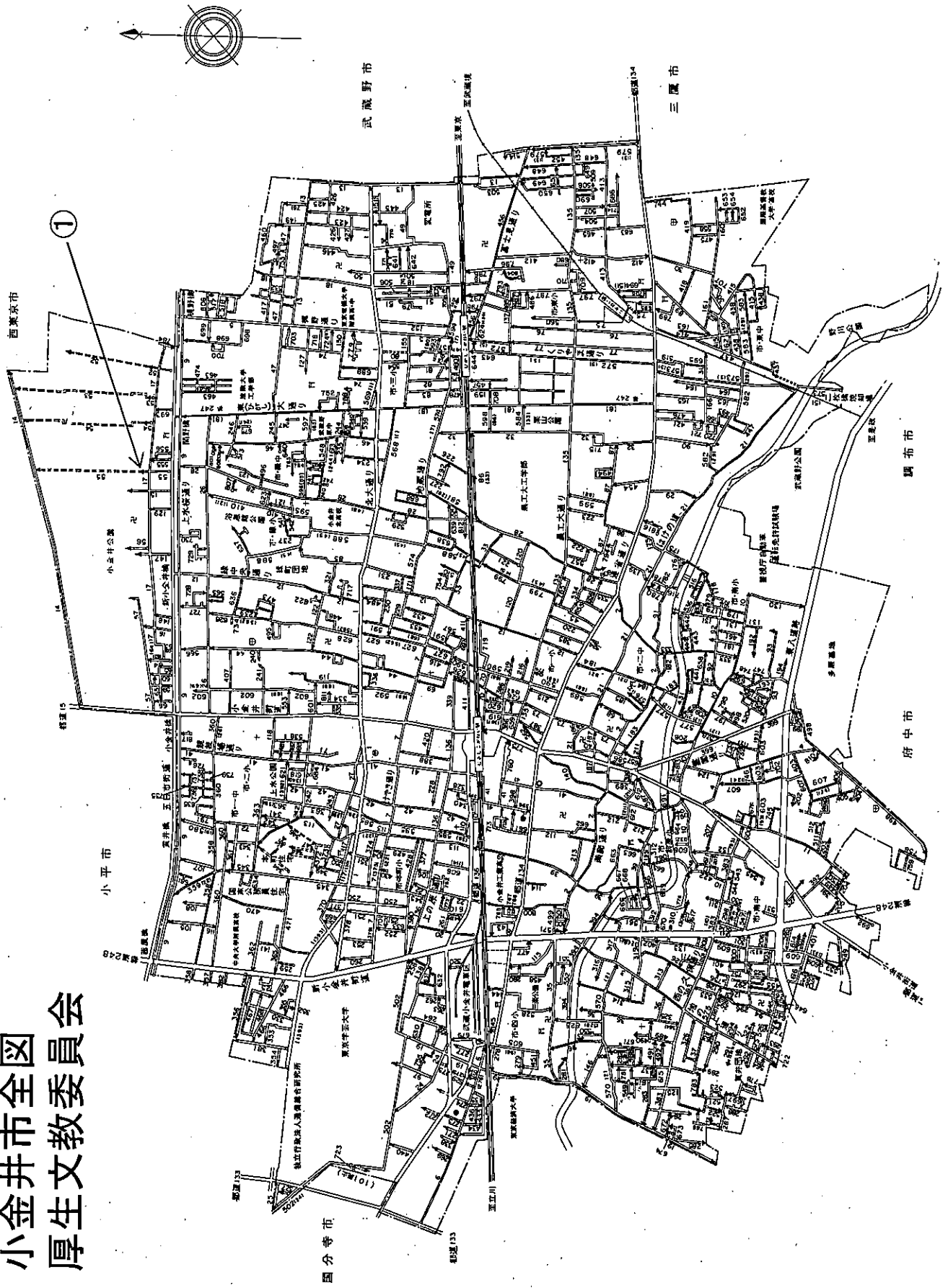
平成27年 8月 1日から
平成27年 9月30日まで

厚生文教委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 締結 業者 名	契 約 金 額 (円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	4242-0	平成27年8月12日	小金井市総合体育館空調設備等改修工事 △サシノアロー(株)	¥28,890,000	平成27年8月13日から 平成27年11月30日まで	冷水発生機更新工事 (1) 汲取式冷水発生機(既存機器撤去及び新設) (2) 機器廻り配管工事(給排水・換気・ガス・電気設備工事)	制限付一般競争入札 (総合評価方式)4者	5

進捗率は、平成27年10月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会



① 小金井市総合体育館空調設備等改修工事